

手数料の返還について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は下記の率で算出した金額を返戻することがございます。

但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻金の割合
入社3ヶ月以内に退職の場合	返戻金 支払った成功報酬の50%

本件、制度の詳細・適用については個別に各求人者との取引において、定めます。

許可番号 17-ユ-300197

石川県金沢市昭和町16-1 ヴィサージュビル15階

事業所名 オレオウ・ベトナム事業協同組合